

3 大都市圏の地域範囲

大都市圏は、「中心市」及び「周辺市町村」によって構成されている。
中心市と周辺市町村の設定基準は以下のとおりである。

(1) 「中心市」は、東京都特別区部及び政令指定都市とする。

ただし、「中心市」が互いに近接している場合は、それぞれについて「大都市圏」を統合して一つの「大都市圏」とする。

(2) 「周辺市町村」は、「中心市」への通勤・通学者数の割合が、各市町村の人口の 1.5%以上であり、かつ「中心市」と接続している市町村とする。

ただし、「中心市」への通勤・通学者数の割合が 1.5%未満の市町村であっても、その周辺が「周辺市町村」の基準に適合した市町村によって囲まれている場合は、「周辺市町村」とする。

なお、この速報集計では、次の三つの大都市圏について集計した。

・ 関東大都市圏

中心市：さいたま市，千葉市，東京都特別区部，横浜市及び川崎市

・ 中京大都市圏

中心市：名古屋市

・ 近畿大都市圏

中心市：京都市，大阪市，堺市及び神戸市